

幼稚園型認定こども園長時間利用児保護者補助の拡充について

幼稚園型認定こども園の長時間利用者の経済的負担について、「保育利用者の負担の公平化」を図るため、保護者補助の拡充をする。

1. 現行制度

幼稚園型認定こども園に在籍する園児のうち、長時間利用児（幼稚園教育時間を含めて月160時間以上の利用契約を月単位又は年単位でしている保育に欠ける幼稚園児）の保護者に対して、長時間利用にかかる保育料（以下「長時間保育料」）について月額8,000円を上限として補助をしている。

2. 改正案

- (1) 補助額の上限を月額8,000円から月額27,000円に引き上げる。
- (2) 長時間保育料と27,000円を比較した低い方の額と、所得に応じて定められている認可保育所保育料の長時間保育料相当額（11分の6）との差額を補助する。

3. 実施時期

平成26年4月